

大分地方最低賃金審議会

議 事 次 第

- 1 開催日時 令和7年9月22日(月)
午前10時から
- 2 開催場所 大分労働局
大分第2ソフィアプラザビル4階会議室
(大分市東春日町17番20号)
- 3 議 題
- (1) 「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定
に関する意見」に対する異議申出について(諮問)
- (2) 上記(1)の異議申出に対する取扱いについて(審議)
- (3) その他

大分地方最低賃金審議会委員名簿（58期）

令和7年5月1日

（50音順）

区分		新・再	現 職
公益代表	井田 雅貴	再任	弁護士・社会保険労務士
	加藤 典生	新任	大分大学経済学部教授
	田中 朋子	再任	弁護士
	二村 織江	新任	特定社会保険労務士
	松隈 久昭	再任	大分大学経済学部教授
労働者代表	阿部 信幸	再任	U Aゼンセン大分県支部次長
	二宮 研介	再任	連合大分副事務局長
	原口 享子	再任	連合大分女性委員会事務局長
	藤本 雅史	再任	連合大分事務局長
	山田 功一	再任	電機連合大分地方協議会事務局長
使用者代表	大塚 浩	再任	大分県商工会議所連合会専務理事
	高橋 基典	再任	大分県商工会連合会専務理事
	藤野 久信	再任	大分県経営者協会専務理事
	宮脇 恵理	再任	合同会社アイ・ジー・シー代表社員
	渡辺 登	再任	大分県中小企業団体中央会専務理事

2025 年 9 月 16 日

大分労働局長 秋山雅紀 様

大分県労働組合総連合
議 長 川路 潔

2025 年度 大分地方最低賃金に対する異議申し出

平素より労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

9 月 5 日、「大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議申出をおこないます。

記



1、引上げ額について

答申された時間額「一時間 1,035 円」のままにすることには不服です。

最低賃金は大分をはじめ全国で出されている「生計費試算調査」のデータ(大分では2020～2021年に実施)を採用し、賃金格差の解消・全国一律最低賃金制を展望して、生計維持にふさわしい額まで引き上げるとともに、地域間格差を大幅に是正してください。今すぐ「時間額 1500 円」に上げ、昨今の物価高騰の状況を鑑みて「時間額 1,700 円」以上を一日も早く実現させることを求めます。

2、効力発生日について

「効力発生日」を「令和8年1月1日」とすることには不服です。

発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後速やかに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施してください。

3、事業者支援について

公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への実効性のある支援策を強く国に迫ってください。

今回の最賃引き上げにあたって、景気浮揚や公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所への支援策の具体化が急務の課題です。国・政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への抜本的な支援策をさらに強化・充実させることを早急に求めてください。

4. 審議過程の公開について

最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員内の納得感でなく、労働者・市民の納得感にしてください。

多くの県民にかかわる最低賃金が決まる審議会で、公労使三者の各審議委員がどの

ような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにすることは各委員の当然の義務と考えます。ましてや各委員の審議努力の過程を知ることや最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するためには、二者協議などの「非公開」審議の部分についても、審議の透明性をより高めるためにすべて「公開」を原則とすることを求めます。

不服申し出の理由・根拠について

1、時間額 1,035 円（全国加重平均 1,121 円）では「人間らしく生き、働く」には厳しい水準です

今回の、中央審議会めやすの 64 円（C ランク）に 17 円上積みした 81 円という引上げ額は、大分では過去最高額であり、全国でも熊本に次ぐ二位の引上げレベルとなるため、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、この結論は意義あるものとして評価できます。

しかし、昨年 7 月 22 日付け「2024 年（令和 6 年）最低賃金改定に関する意見書」において、最低賃金を「時間額 1,500 円」をめざして引き上げてほしい理由として、大分県最低生計費試算調査結果（※別紙①添付資料参照）、大幅な物価高騰、若年労働者の確保の点から論述したように、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にはまだ遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。この間の私たちの一貫した主張からも最低賃金の更なる引き上げを求めるものです。

他県において、今年の最低賃金引き上げについて答申されていますが、同じ C ランクで熊本県では引き上げ額「82 円」で「時間額 1,034 円」、福岡県では引き上げ額「65 円」で「時間額 1,057 円」などとなっています。他県との格差が拡大されないよう、答申の引き上げ額「81 円」を更に引き上げ、大分県最低賃金を改定することを求めます。

2、最賃改定の発効日を遅らせることは、先延ばした分だけ労働者の苦難を継続、拡大します

一番の問題は、発効日を 2026 年（令和 8 年）1 月 1 日としたことです。理由については「事業者への準備期間の配慮」とのことですが、合理的な理由は示されていません。時間額 1,000 円を上回る目安が示されていながら、大分県の最賃がおよそ二カ月間にわたって全国 C ランク 954 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に従前の苦労を続けさせるものであり到底容認できるものではありません。例年であれば 10 月に改定額が発効されており、賃金改定を 10 月に予定している会社・事業所も少なくないでしょう。仮に今回の審議が長引き 9 月にずれ込んだことを配慮したとしても、せめて例年より一カ

月後の11月の発効が妥当ではないでしょうか。

この間、食料品や日用雑貨、各種サービスの値上げが続き、米の価格も跳ね上がっています。こうした状況下、最賃改定が二カ月先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、発行日の先延ばしはこのことにも矛盾しています。例年より二か月後の発効は、大分県の地域経済にとっても、企業にとっても、さらに消費を冷え込ませ、働く者の期待を裏切り、意欲を奪い、行政への信頼失墜にもつながりかねず、県外への人口流出をも加速させかねません。

3、公正取引の徹底と、中小企業・小規模事業所への支援策を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって日々厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

今回、労働局・賃金室長への聞き取りの中で、答申には政府等に対しての中小企業経営支援の強化が盛り込まれたとお聞きしました。地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表します。

答申文では、「賃上げ原資の確保」「価格転嫁しやすい環境整備」について踏み込んだ要請がなされており、地方(大分)からの強い要望であるとの認識を国にも持ってもらえるよう、今までにないような抜本的・有効的な「重点的な支援」の発動を促していただきたいと考えます。

4、審議過程の全面的公開を求めます

この間、大分地方最賃審議会において、「公労・公使会議といった二者協議の時間帯については、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため非公開とします。」との運営を継続しています。

これはそもそも三者構成である審議会の原則から外れ、本来ならば公開の場で行うべき二者の主張を非公開で行うのは「密室協議」と言われてもやむを得ないものです。協議では、それぞれの考え方や資料等の説明・確認が行われていると思われますが、そのことを公開することで「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる」と考えるのは合理的な理由とは思えません。最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員の納得感でなく、労働者・市民の納得感です。多くの県民の賃

金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。こうした事が部分的ではあれ閉ざされてしまうのは残念です。今後は公開の場でお互い正々堂々と議論することを求めたいと考えます。

5、最賃大幅引き上げで、ジェンダー平等社会の構築にも寄与

24-25 春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。また非正規雇用労働者の多くが女性労働者であることから、ジェンダー平等と男女間賃金格差の問題が深く関わっていることがわかります。

2020 年の大分県内労働者人口の男女比率は、男性 55.4%、女性 44.6%ですが、特にパート労働者の比率は女性労働者が高く、全常用労働者の 31.9%との数字があり、大分市の勤労者実態報告書によると市内パート労働者の 77.4%を女性労働者が占めています。女性の社会的地位や権利を向上させるためには、男女の経済格差を縮めることが必要です。最低賃金を大幅に引き上げることは、最低賃金近傍の水準で働いているパート労働者の賃金をあげることにつながり、低賃金ではたらく女性労働者の賃金引き上げにも直結します。

いま、全世界的な課題として、ジェンダー平等社会をつくっていくことが重要な課題となっていますが、その観点からも、最低賃金を大幅に引き上げることが必要です。

世界経済フォーラムによると、2025 年の日本のジェンダーギャップ指数は、昨年同様、世界 148 ヶ国中の 118 位でした。G7（主要 7 か国）中最下位です。アジアでは、フィリピン（20 位）、バングラデシュ（24 位）が高く、韓国（101 位）、中国（103 位）よりも下回りました。1 位は 16 年連続でアイスランド、2 位はフィンランド、3 位はノルウェーと、上位を北欧諸国が占めています。

分野別のスコアと順位を見ると、とりわけ政治分野 125 位（ギャップ指数 0.085）が昨年よりも後退し深刻ですが、経済分野も 112 位（ギャップ指数 0.613）と昨年より僅かに改善しましたが依然として下位集団に留まっています。経済的な格差とはすなわち男女の賃金格差を意味しています。

ジェンダー平等のテーマは女性議員割合、選択的夫婦別姓、LGBTQ、育休と子育て、会社における昇進など多様な課題が含まれていますが、その中でも大きな要素として男女の経済格差（賃金）の問題があります。ジェンダー平等の社会を実現するためにも、最低賃金を時給「今すぐ 1500 円、めざせ 1,700 円以上」に引き上げ、男女の賃金格差を大幅に縮小することを求めます。

以上。

大分県で「普通の暮らし」に必要な最低の経費
 単身者25歳若者の場合 25万円<51
 子育て40代夫婦・小学・中学の子の場合 45万円<51
 年金夫婦の場合 30万円<51



思ったよりも高いのでは!!

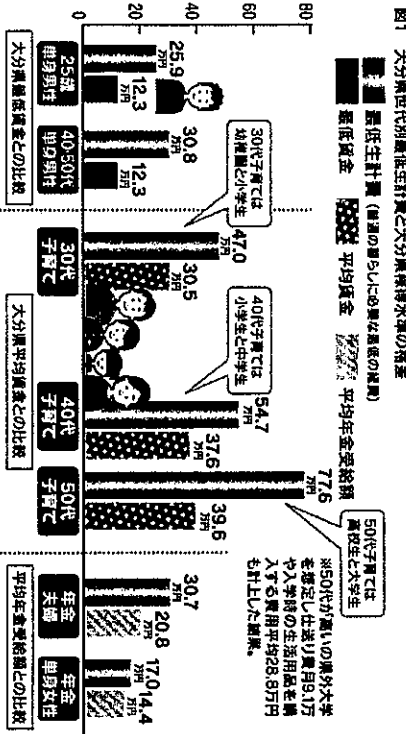
「最低生計費に書いていない人が多いいからです。」



大分県最低生計費は調査
 (調査方法) 1.生活実態調査、2.持ち主に聞く調査(生活費が生活に必要なものとして何を持っていくかをすべて記入)、3.自治体(市町村)調査(大分市内の市町村で生活実態調査、これら3調査に統計資料を利用した食料費、医療費、住居費、教育費などの試算結果を組み合わせて、最低生計費の試算を行いました。
 (回収数) フロンター東の配布は約4500部、うち1,483部を回収(回収率=約33.0%)
 (対象者) 大分県内各市町村の住民、大分県内各市町村に在住の方。
 (調査期間) 2020年12月~2021年2月

調査で明らかになったこと ① 賃金収入だけでは、最低生計費に届かない人が大多数です。

大分県の最低生計費(普通の暮らしに必要な最低の経費)を平均賃金(時間労働者給与)や年金受給額と比べると...



※世帯世帯を月150時間×2021年大分県最低賃金222円、30~50代子育ては2020年の賃金37.6円、2020年一般労働者の所定内給与と世帯主から年収を算出し、月平均に1.2倍した金額、年金受給者は2020年の男女別平均の年金受給額平均額から算出し、年金受給者は年金受給平均額に年金受給率を平均受給率を加算したものです。

※比較対象の最低賃金は2021年の大分県222円、平均賃金は2020年の「県産業調査」本統計調査(大分県内)から算出、年金は「令和2年度厚生年金保険」(国民年金受給者の概算)より。

調査で明らかになったこと ② 大分の生計費は東京とほとんど差はありません

大分が東京と同じになる理由は、自動車所有による交通・通信費が東京より高く、一方、大分は東京より住宅費が安くなっているからです。

項目	東京都北区	大分市
消費支出	179,804	187,077
食費	44,361	42,755
住居費	57,292	33,000
光熱・水道費	6,955	7,560
家具・雑貨用品	2,540	4,226
娯楽・雑貨	6,806	4,478
保険医療	1,009	2,685
交通・通信	12,075	36,302
教育・医療	26,577	28,635
その他	23,189	18,299
平均消費支出	51,938	53,037
最低生計費	197,704	205,777
世帯月額	249,642	258,814
世帯年間	2,995,704	3,105,768
月150時間労働者給与	時給1,644	時給1,725
月173.8時間労働者給与	時給1,436	時給1,489

調査結果から「地方は生活費が安い」は間違いです! によって、「地方だから賃金は安くても仕方ない」も間違いです!

では、地方の賃金が低いままだと何が起きるのか?

① 大分(地方)に賃困をもたらす

1つめは、賃金が少なくて節約するため、「やってみよう」という気持ちで超こりにくくなり、何もしない選択が増えていきます。住むところ、子育て、趣味、親族・近所・友人とのつきあいの選択を増やそうとしないようになります。

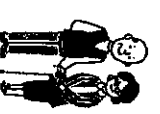
② 大分(地方)で子育て・教育ができない

2つめは、生活を回そうとするツケとして、結婚や子育て、そして進学が低額となつて現れていくことです。私たちの歴史をみると、県上げが低いと出生数や婚姻数は定額を補って低くなつてきました。大学進学率も同じように平均賃金の低い都道府県ほど低くなっています。

③ 大分(地方)で介護ができない

3つめは、家族の介護にも影響します。賃金が低い地方では、介護労働者も低い賃金になつてしまい、人材確保することが難しくなっています。一方で、利用者も収入が低くないので、介護サービスは使いつらくなります。結果、家族介護にむかつてしまい、介護に携われる時間が増えていきます。

こうした地方(大分県)の暮らしにならないようにするために



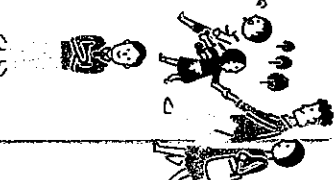
最低賃金を「普通の暮らし」を担保する最低生計費に近づけていきましょう。社会全体で賃上げ運動を応援していきましょう。

ここから多様な暮らしと豊か地のいい地域社会が広がります



私たちの提案

- ① 全国一律最低賃金の実現
- ② 最賃時間額1500円の実現
- ③ 中小企業に財政支援を



令和 7 年 9 月 19 日

大分労働局長 秋山 雅紀 殿



2025年度大分県最低賃金の改正に対する異議申立書

コロナが明けてようやく経済が戻りつつあるのに、物価高騰、ガス、電気、ガソリンの高騰、最低賃金大幅増。

中小企業にとって相当負担が大変大きいです。倒産します。

今年度の答申で、81円アップになぜなるのですか？

人口で行くと大分県は福岡、熊本、鹿児島、長崎の次です。

九州で2位になるのは商業規模、人口を含めるとおかしいと思います。

国（中央最低賃金審議会）の要請で賃上げざるを得ないのはわかります。

しかし、鹿児島 1026 円(73 円)、長崎 1031 円(78 円)、宮崎 1023 円(71 円)なのに大分は 1035 円(81 円)背伸びしすぎです。宮崎とは 10 円も違います！

鹿児島と同じくらいか宮崎と同じくらいが妥当ではないでしょうか。

大企業は大丈夫でも、中小企業はかなり困窮しています。倒産する会社が増えます。

日本の中小企業比率は実に 99.7%です。

大企業は物価に転嫁したり、他に転嫁できますが中小企業みたいな下請け、飲食、小売企業は厳しです。

下請け企業は元請けに言えない、飲食店及び小売店は商品を値上げすると売れないのでなかなか転嫁できない。

今は物価が上がってる、なので賃金あげる、賃金あげたら何かに転嫁しないといけないのでまた物価があがるとゆう負のスパイラルに陥っていると思います。

賃金を上げる前にまだ先にやる必要があるでしょう。

中小企業の基礎の収入の底上げを先にやってもらいたい。

税金を下げる、円安を円高に持って行く等

私の個人的な意見では入札価格（県、市、各省庁）の最低を全業種に設定するとか。

国や自治体主導で決めるとかしてもらわないと一向に収入が上がる見込みがないです。

今後そう言った意見を踏まえて異議を申し立てます。

以上のような理由により、今回の大分地方最低賃金審議会の答申について異議を申し立てます。

別途署名も添付いたします。



最低賃金上げ幅引下げを求める署名



請願の理由

中小企業や個人事業主にとって今回の81円の賃上げは厳しすぎる。

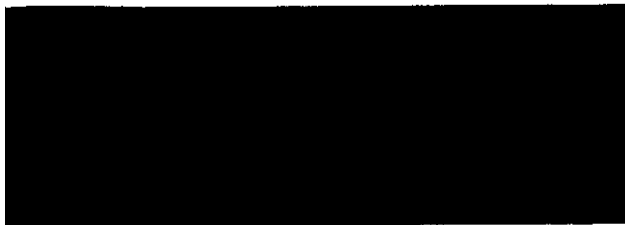
中小企業や個人事業主で倒産、廃業する会社が出てきます。

要望事項

- ・ 全国的に上げざる負えない状況は分かりますが、上げる幅を縮小してほしい。
- ・ 熊本の最賃より上がるのはおかしいので、上げ幅を鹿児島、宮崎と同じ70円台が望ましいと思う。1020円台前半かなかば。

氏名	住所	会社名

最低賃金上げ幅引下げを求める署名



請願の理由

中小企業や個人事業主にとって今回の81円の賃上げは厳しすぎる。

中小企業や個人事業主で倒産、廃業する会社が出てきます。

要望事項

- ・全国的に上げざる負えない状況は分かりますが、上げ幅を縮小してほしい
- ・熊本の最賃より上がるのはおかしい、上げ幅を鹿児島、宮崎と同じ70円台が望ましいと思う。1020円台前半かなかば。

氏名	住所	会社名
----	----	-----

-------------	--	--

最低賃金上げ幅引下げを求める署名



請願の理由

中小企業や個人事業主にとって今回の81円の賃上げは厳しすぎる。

中小企業や個人事業主で倒産、廃業する会社が出てきます。

要望事項

- ・ 全国的に上げざる負えない状況は分かりますが、上げ幅を縮小してほしい
- ・ 熊本の最賃より上がるのはおかしい、上げ幅を鹿児島、宮崎と同じ70円台が望ましいと思う。1020円台前半かなかば。

氏名	住所	会社名
[Redacted Signature Area]		

[illegible]